

嘉島町民会館禁止事項

嘉島町民会館では下記事項での利用は原則禁止です。違反した場合許可の取消し及び使用の停止を行います。また、内容確認のため利用中に立ち入りをさせていただく場合があります。

・ 営利目的 ・ 宗教活動 ・ 選挙活動

営利目的とは・・・

●商品の販売、契約、それに関する宣伝(パンフレット、説明書、契約書、料金表、試供品等の配布)や紹介、斡旋を行うこと

●商品販売目的での会員勧誘

●上記に関するセミナー等

●会議室での入場料の徴収